

佐賀県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十一月五日から平成二十二年十二月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 山浦肥前鹿島停車場線	鹿島市大字高津原字柳籠四三三 五番五地先から	鹿島市大字高津原字薬師籠四二一 四番四四地先まで	後	九・七 六・五	二二〇・六
	鹿島市大字高津原字柳籠四三三 五番五地先から 鹿島市大字高津原字薬師籠四二一 四番四四地先まで		前	二〇・一 六・五	二二九・九